

## 令和8年度ベトナムビジネス・トータルサポート事業業務委託仕様書

### 1 目的

県内企業の進出意欲が高まるベトナムは、急激な経済成長によって市場ニーズがめまぐるしく変化していることから、事業展開はスピード感をもって進める必要がある。現地に事務所を置くことで、事業展開フェーズに合わせたきめ細やかで迅速なサポートが可能となり、県内企業の海外展開および経営力の強化につなげる。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 3 委託業務名

令和8年度ベトナムビジネス・トータルサポート事業業務

### 4 業務内容

#### (1) サポートデスク設置

##### ア 拠点設置場所

本事業を受託する者（以下、「受託者」という。）は、本事業を実施するための事務所（以下、「事務所」という。）をベトナム国ホーチミン市の交通至便な場所に設置すること。また、ハノイ市にも活動拠点があり、支援体制があることが望ましい。なお、設置は契約締結後、速やかに行うこと。

##### イ 拠点設備等

(ア) 受託者は、事務所内または事務所近辺に滋賀県企業等が使用できる打合せスペースおよび資料等を一時的に保管できるスペースを設置すること。受託者が既に所有する施設を使用しても差し支えない。

(イ) 受託者は、事務所専用の電話回線および電子メールアドレスを設置すること。

##### ウ 拠点の人員体制

受託者は、次に記載する条件をすべて満たす担当者を1名配置すること。なお、担当者1名で対応することが難しい場合は、組織的に対応できる体制を整えること。

(ア) 日本語（公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験N1相当）で業務ができること。

(イ) 日本およびベトナム国のビジネスに精通し、的確なアドバイスが行えること。

(ウ) 日本語およびベトナム語での円滑なコミュニケーションができること。

(エ) ベトナム国、地方政府、ベトナム国内の産業・商工団体および日系・ローカル企業等の関係機関等（以下、「現地関係機関等」という。）とのネットワークを有していること。

(オ) 委託者および滋賀県企業等とベトナム国との関係発展に向けて、自ら積極的に企画・提案を行うことができるとともに、具体的に実行していく能力・意欲があること。

## エ 事務所の営業日および営業時間

事務所の営業日は、土曜日、日曜日、ベトナム国の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日とする。営業時間は、原則として営業日におけるベトナム国現地時間の午前9時から午後5時までとする。特別に対応が必要となる場合は、この限りでない。

## (2) サポートデスク基本業務

受託者は、滋賀県企業等のベトナム国における海外展開拠点として、次の業務を基本業務として行うこと。

### ア 相談対応

受託者は、次の(ア)および(イ)に示す内容について、サポートデスク利用申請を行った滋賀県内企業等からの相談に対応する支援業務を実施すること。支援業務の実施にあたっては、利用申請の窓口となっている委託者が相談内容を受託者へ共有したのち、受託者から相談者へ直接対応することを基本とする。なお、メールや電話のほかオンライン会議システム等を活用する等、利用者にとって活用しやすい環境で実施すること。また内容に応じて、レポート（A4版1頁2,000字程度）を作成し、利用者に提供すること。下記に含まれない相談内容については、委託者と受託者で対応を協議し滋賀県内企業等の相談に対応する。

(ア) 滋賀県内企業等からの相談（貿易・投資相談、取引先発掘相談、市場調査および展示会出展支援等）や問合せ（市場動向および現地での困りごと全般等）に対する窓口となり、サポートを行う。なお、相談内容に応じて日本貿易振興機構（JETRO）や国際協力機構（JICA）等へ適切につなぎ、相談申請補助および相談同行等のサポートを行うこと。

(イ) 次のような専門業務の支援を求められた際には、対応可能な専門家（有償で業務を行う者）の紹介を行う。なお、紹介する業務にかかる費用は相談者である滋賀県内企業等の負担とし、負担金額についてあらかじめ相談者の承諾を得ること。

- ・ 現地人材発掘、紹介業務（現地採用のための優秀な現地人材の発掘、一定程度紹介実績がある機関等の紹介）
- ・ 特定技能制度等に係る送出機関の紹介業務（一定程度実績がある機関の選別、紹介）
- ・ 企業信用調査（現地の取引先企業に関する信用調査）
- ・ 営業代行業務（現地企業との営業や契約書締結等の業務代行）
- ・ 翻訳サービス（各種情報の翻訳）
- ・ 法務、税務に対する各サービス
- ・ トラブル対応（債務不履行、知的財産侵害等に対する法的な対応、アドバイス）

## イ ビジネスマッチング支援

(ア) 取引候補企業のリストアップ

滋賀県企業等からの取引先候補（取引の可能性のある現地企業および日系企業）となる企業リストアップの依頼に対し、関心がありそうな現地企業および日系企業の評判や、周辺情報およびサポートデスクの知見に基づき、10社程度まで絞り込んだリストを様式にて作成・提供すること。なお、必要項目および様式等については委託者と協議して決定する。

（イ） 出張支援

滋賀県企業等からの出張者（調査、商談目的等）に対する現地アレンジ（訪問先へのアポイントメント取得・連絡調整等）、アテンド、現地概要説明および移動手段等の手配を行うこと。なお、これらにかかる交通費等の実費については、当該滋賀県企業等に別途請求することができる。

（ウ） 通訳業務

滋賀県企業等が現地またはオンライン会議システム等で実施する商談等において通訳を必要とする場合に、日本語検定2級以上のレベルで対応可能な通訳者を手配すること。

（エ） その他

上記に定める以外の企業活動についても委託者と協議のうえ、可能な限りサポートを行うこと。

ウ 経済動向・社会動向レポートの作成

受託者は、年4回、ベトナム国における経済動向・社会動向に関して委託者と受託者が協議の上設定したテーマについて、レポートを作成し、委託者に提出すること。（600字程度、電子メール等で滋賀県企業等へ共有）

エ 定例会の開催

月1回程度、委託者および滋賀県関係者との打合せ時間を設けて情報共有等を行う。オンライン会議システム等を活用し、委託者および受託者の両者が実施しやすい方法をとること。また、必要に応じて、委託者および滋賀県関係者が開催する会議に参加し、海外展開に関する助言や情報共有を行うこと。

オ 広報の実施

サポートデスクの広報を行うこと。委託者と協議の上、県内企業向けのセミナーへの登壇等を行い、サポートデスクの周知に努めること。

カ 報告書の作成

受託者は、毎月、報告書を作成の上、翌10日までに委託者に対して電子メールにより提出すること。当該報告書の様式については、委託者と協議して決定するものとする。なお、令和9年3月分の報告書は、令和9年3月31日までに提出すること。

キ 国・市場動向および各種ビジネスに関する情報の収集・蓄積・分析・提供

受託者は、ベトナム国および市場動向ならびに各種ビジネス関連情報（貿易関連法

令および手続き、商談会および商品展示会等)を収集し、蓄積・分析の上、必要に応じて委託者や滋賀県企業等に提供すること。

ク 現地関係機関等に関する情報収集およびネットワーク形成支援

受託者は、委託者および滋賀県企業等と現地関係機関等とのネットワーク形成のために関係性構築に努め、情報の収集および提供を行うこと。また、必要に応じて、委託者および滋賀県企業等からの出張者に対して、現地関係機関等との面会のアポイントメント等の調整を行うこと。

(3) 県内企業等と現地企業のマッチング機会の提供

受託者は、県内企業等と現地企業のマッチング機会の提供を、ベトナム国内において1回以上行う。施設利用予約、滋賀県内企業等や現地企業との連絡調整、募集・広報業務、必要資材の製作、当日の運営といった一切の業務を行うこと。また、円滑な運営のために必要な人員を配置すること。企画提案にあたっては、滋賀県内企業等の商機拡大にふさわしい提案をすること。なお、これらにかかる交通費等の実費については、当該滋賀県企業等に別途請求することができる。

【例示1】

滋賀県内企業等のベトナム現地視察（ミッション）の実施  
（詳細）

- ・ ベトナムのビジネス関連機関等への訪問
- ・ ベトナム現地企業、日系企業への訪問
- ・ ベトナム現地企業、日系企業との商談会実施
- ・ ベトナム展示会を訪問

【例示2】

ベトナム展示会へ滋賀県ブースの出展  
（詳細）

- ・ 滋賀県内企業等をベトナム展示会に共同出展
- ・ ベトナム現地企業、日系企業との商談会実施

5 全事業終了時の提出物

全事業終了時は速やかに、上記4の実施結果等を総合的にとりまとめた実績報告書を令和9年3月31日に提出すること。なお、実績報告書には、以下の内容を記載するものとする。

- ・ 事業の実施概要
- ・ 利用者リスト
- ・ 海外展開に繋がった事例（成約等の事例）
- ・ マッチング機会への参加事業者および取扱い商材リスト
- ・ 県内企業のベトナム進出における今後の見込み

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに県と業務の進め方等について打合せを行うものとする。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。
- (3) 県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) この業務の実施にあたって取扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとする。
- (5) この業務の内容および業務の遂行上知り得た事項は、滋賀県商工観光労働部商工政策課の承認を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。
- (6) 受託者は、次年度受託者に対して、適切な引継ぎを行うこととする。
- (7) 受託者は、本業務の終了時に報告書を提出することとし、これらに関する所有権および著作権等の一切の権利は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識および技術に関する権利等（以下、「権利保留分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利保留分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。